

65～69歳老人医療費助成制度

◆助成内容◆

病院・調剤薬局（処方箋を要するもの）等を利用した場合に、保険の効くものについて支払われた金額の一部を助成します。

◆助成額◆

外 来	医療費総額×1/10	*一部負担金が8,000円未満の場合は助成の対象外
入 院	{保険の一部負担金－44,400円(非課税世帯24,600円)}×1/2 ※但し、保険の一部負担金≤44,400円(非課税世帯24,600円)の場合は助成の対象外 ※入院時の食事代は助成の対象外	

※外来受診の場合、一つの医療機関で一ヶ月に支払った金額が、保険の効くものについて、8,000円を超えると、医療費を助成します。

（同じ医療機関でも、医科・歯科、調剤薬局は別計算。）

◆対象者について◆

65歳～69歳の人（65歳の誕生日の属する月の1日から70歳の誕生日の属する月の末日まで。）

◆資格証の更新について◆

受給資格の有効期限は、毎年8月31日となりますので、9月に更新します。

◆申請の仕方について◆

①三重県内の医療機関を受診する場合

・医療機関・薬局等の窓口で、受給資格者証（白色）を提示してください。受診してから約2ヶ月後に医療機関から役場にデータが届きます。

②三重県外の医療機関を受診された場合

・領収証または領収証明書を毎月15日までに出示していただければ、助成金の振り込みはその月の末日になります。
ただし、医療費は月ごとに計算するので、受診月の翌月以降でないと申請できません。

※領収証明書を提出する場合は、役場に領収証明書を取りに来ていただき、（医療機関に置いている場合もあります。）証明書を医療機関で書いてもらい、役場に提出してください。証明書料は助成対象となる証明書1枚につき二百円を限度に助成します。

◆支払いについて◆

・助成金の支払いは毎月末日（末日が土・日・祝日の場合は、その前の平日）
・三重県内の医療機関を受診された場合、医療機関にかかられてから助成金支払までに、約2ヶ月かかります。

◆各種変更について◆

加入保険の変更・住所の変更・振込口座の変更等が発生した場合には、受給資格証をご持参のうえ役場までお越しください。

※ 助成申請のできる期間は、病院（薬局）にかかられてから2年間です。

※ 転出・資格喪失で有効期限の切れた受給資格者証は、福祉課までお返しください。

※ 転入などにより紀宝町で所得が判定できない場合は、所得課税証明書が必要です。